

# つくってみよう！マイナンバーカード



◎交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

## スマートフォン



- ①スマホで顔写真を撮影。
- ②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

## パソコン



- ①カメラで顔写真を撮影。
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。  
※交付申請書に記載の申請者IDが必要
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

## 郵便

- ①交付申請書に必要事項を記入
- ②6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- ③返信用封筒に入れて郵送し、申請完了。



## 証明用写真機



- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③画面の案内に従って、必要事項を入力。
- ④画面の案内に従って、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

◎交付申請書をお持ちでない方は

- ①専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。  
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です
- ②役場町民生活課でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、町民生活課①・②窓口までお越しください。

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

2021年3月から一部の医療機関や薬局で、健康保険証の代わりにマイナンバーカードができるようになりました。(2021年10月までに本格運用が開始されます。医療機関・薬局によって開始時期が異なります)

利用できる医療機関・薬局は右記のステッカーやポスターが目印です。また厚生労働省のホームページでも案内しています。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をおすすめします。



■お問い合わせ先：町民生活課 暮らしの窓口班 TEL 0173-22-2111 (内線153・154)

使用期限  
9月30日

「第2弾がんばれ鶴田応援商品券」期限内にお使いください！！

### ・町民の皆さまへ

町が5月に町内全世帯へ郵送しました「第2弾がんばれ鶴田応援商品券」の使用期限は **9月30日(木)まで** です。

期限を過ぎると使用できませんので、ご使用はお早めをお願いします！

### ・加盟店の皆さまへ

商品券の換金期限は、**令和3年10月20日(水)まで**です。換金忘れにご注意ください。



### ■問い合わせ先

企画観光課 観光班  
(内線264・265)

渾身の作品を募集！！

## 鶴の舞橋写真コンテストに応募しませんか？

鶴田町に興味を持ってもらうための写真コンテストを開催します。木製の三連太鼓橋では日本一長い「鶴の舞橋」のさまざまな表情を写してください。入賞作品はカレンダーとして作成します。ふるってご応募ください。

### ○応募期限

2021年10月4日（月）まで ※撮影日時は問いません。

### ○応募資格

プロ・アマチュア、年齢を問わず、どなたでも応募できます。（応募できる作品は1人5点まで）

### ○応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、4つ切またはA4サイズ版のいずれかに印刷した写真または写真データと一緒に応募先まで、郵送またはメール添付でお送りください。応募用紙は学校ホームページからダウンロードできます。

### ○入賞点数

グランプリ：最優鶴賞（1点） 準グランプリ：白龍賞（1点） 入賞：（6点）

※入賞作品はカレンダー写真として採用します

### ○入賞発表

2021年10月下旬予定（表彰式は鶴田高校で行います）

その他、詳細については学校ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ・応募先

青森県立鶴田高等学校 鶴（高）の恩返しプロジェクト

〒038-3503 北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉369-1

TEL：0173-22-3251 FAX：0173-22-6196

E-mail：utsusou\_myhash@yahoo.co.jp

学校ホームページURL

<http://www.tsuruta-h.asn.ed.jp/>

QRコードでホームページに簡単アクセス→



期限が迫っています！

## PCB廃棄物の期限内の処分をお願いします！

PCB廃棄物は、期限内に処分することが法律により義務付けられており、期限までに処分しなかった場合、法律により罰せられることがあります。

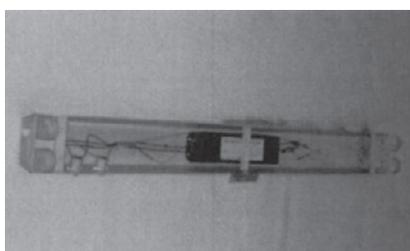
### PCBとは？

油状の化学物質で、主に事業用の電気機器の絶縁油として使用されてきました。しかし、人体に有害であることが分かり、昭和47年に製造中止、昭和49年には新たに使用することが禁止されました。

PCBが使用された電気機器には、変圧器やコンデンサー、照明器具に組み込まれている安定器などがあります。これらは主に事業用の建物で使用され、安定器についてはかつて事業を営んでいた古い建物（事務所、商店、理髪店など）の照明器具から発見される例が確認されています。



コンデンサー



安定器（蛍光灯用）



溶接機

### ●処分期限はいつ？

・高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】：2022（令和4）年3月31日まで

・高濃度PCB廃棄物【安定器等】：2023（令和5）年3月31日まで

・低濃度PCB廃棄物：2027（令和9）年3月31日まで

※通電中の電気機器などに近づくと、感電のおそれがあり大変危険です。必ず専門の業者に依頼して確認してください。

■お問い合わせ先：青森県環境保全課

TEL 017-734-9584